

「令和6年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務」の企画提案に係る質問回答書

番号	質問	回答
1	<p>昨年度事業で制作したもののうち今年度事業で活用できるもの、引き継げるものはあるか（Web サイト、SNS アカウント等）。</p>	<p>SNS アカウントは作成しておらず、Web サイトも閲覧期間が終了しクローズしたため、今年度事業に引き継げるものはありません。</p> <p>また、令和5年度に展示で使用した障害者アート作品のパネル等についても使い回しは出来ません。</p>
2	<p>仕様書5（2）商品・広告等への活用に向けた取組について、共同制作を働きかける企業等やニーズ調査を行う企業等は宮城県内の者を想定しているか。</p>	<p>宮城県本店である必要はないが、宮城県に本店又は支店等の従たる事業所を有し、また、障害者アート作品の商品・広報等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会の創出を目指していることから、共同制作による商品試作を経て出来る商品・広告等の対象が主に宮城県内・県民である企業等を想定しています。</p>
3	<p>仕様書5（2）商品・広告等への活用に向けた取組について、障害者アート活用促進ツールを配付する企業等100者と、ニーズ調査を行う企業等100者は同一の想定か。</p>	<p>障害者アート活用促進ツールの配付と併せて、ニーズ調査を行うイメージですが、必ずしも、障害者アート活用促進ツールの配布とニーズ調査を行う企業等が同一である必要はありません。</p>